

訪問介護員等補助者同行支援補助金

訪問系介護サービス事業所に対する防犯機器等導入支援補助金

(介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業)

申請受付期間：令和 8 年 8 月 31 日（月）～令和 8 年 10 月 16 日（金）

申請方法等詳細：下記サイトへアクセスしてください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/customer_harassment

【対象事業所】

都内に所在する下記事業所が対象です。

訪問介護	定期巡回・随時対応型介護看護
(介護予防) 訪問看護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
(介護予防) 訪問リハビリテーション	看護小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	居宅介護支援
介護予防支援（※ 1）	介護予防ケアマネジメント（※ 1）

※ 1 「訪問系介護サービス事業所に対する防犯機器等導入支援補助金」は対象外

【補助対象経費】

▶ 訪問介護員等補助者同行支援（※介護支援専門員も対象です。）

- ◆ 補助対象：カスタマーハラスメントに対応するため複数人による訪問を行った際に同行者に支払う謝金
- ◆ 補助基準額：1 回の介護サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に対する給与相当額（1 時間当たり 1,700 円上限）に、複数人で訪問を行った日数を乗じて得た額
- ◆ 補助率：4 分の 3



▶ 防犯機器等導入支援

- ◆ 対象：訪問介護員等に対するハラスメント対策として、セキュリティ確保に必要な以下の防犯機器の初度整備に係る経費
防犯ブザー／防犯ボタン付きセキュリティ端末／ボイスレコーダー
※防犯機器の運用に係るランニングコスト（月額使用料等）等に係る経費は補助対象外。
- ◆ 補助基準額：1 事業所当たり 1 0 万円
- ◆ 補助率：2 分の 1

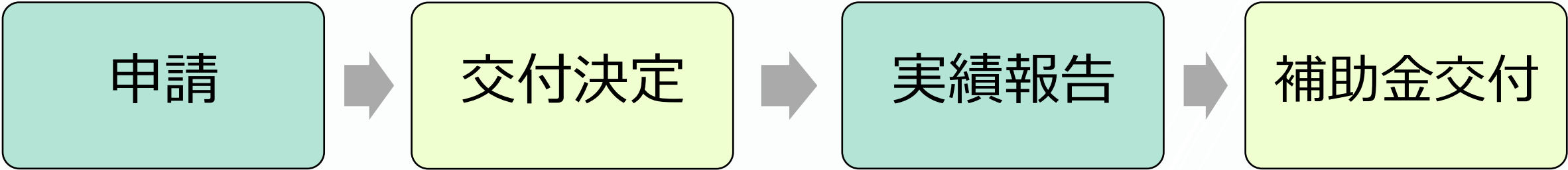


【事業スケジュール】

※現時点での予定であり、スケジュールが変更となる場合があります。

年	令和 8 年					令和 9 年				
月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	交付申請 受付期間 8月31日（月） ～ 10月16日（金）			交付 決定 通知 期間 11月下旬 ～ 12月中旬頃		実績 報告 受付 期間 1月上旬 ～ 1月下旬		額の確定 通知期間 3月中旬 ～ 4月下旬頃	補助金 支出 4月 ～ 5月	

【申請から補助金交付までの流れ】



- ※申請は事業所単位で行います。
- ※訪問介護員等補助者同行支援については、令和8年4月1日から令和9年1月31日までの訪問に係る経費かつ実績報告提出日までに支払った謝金が補助対象となります。
- ※防犯機器導入支援については、令和8年4月1日から令和8年12月31日までに支払・納品が完了したものが補助対象となります。
- ※申請後、申請内容についての確認や不備対応のためご連絡をさせていただく場合があります。

【問合せ・申請郵送先】

東京都介護現場カスタマーハラスメント対策強化事業 補助金事務局
東京都福祉局事業 受託事業者 CENTRIC株式会社

TEL：03－6630－7865

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始は除く。）

申請郵送先：〒860－0807 熊本県熊本市中央区下通1-3-8 下通NSビル6F

※本事業は東京都福祉局より委託を受け、CENTRIC株式会社が運営しています。